

Information

鬼北町職員の募集

鬼北町では、次のとおり平成28年度採用にかかる職員を募集します。

問 役場 総務課 庶務係 内線2201～2204

◆受付期間

平成27年6月15日(月)までの土・日・祝祭日以外の午前8時30分から午後5時15分まで。

※郵送の場合も6月15日(月)必着

◆募集職種および人員

試験区分	採用予定人員
上級	学芸員
	土木技師 いずれも若干名

◆受験資格

- 一 鬼北町に住所を有する人又は採用決定後に鬼北町に住所を移すことが可能な人
- 二 日本国籍を有する人
- 三 地方公務員法第16条各号のいずれにも該当しない人
- 四 大学を卒業した人又は平成28年3月末日までに大学を卒業する見込みの人で、昭和60年4月2日以降に生まれた人
- 五 学芸員(埋蔵文化財)は、大学において考古学に関する課程を専攻し、当該資格を有する人又は平成28年3月末日までに当該資格を取得する見込みの人

◆試験

【第1次試験(筆記)】

期日 平成27年7月26日(日) 8時40分～

場所 鬼北町広見保健センター

内容 教養試験

職場適応性検査

事務適性検査

一般性格診断検査

専門試験(土木技師)

実技試験(学芸員)

【第2次試験】

期日 平成27年8月23日(日) 8時40分～

場所 鬼北町広見保健センター

内容 作文試験

口述試験(面接)

◆提出書類

①受験願書(A4サイズ)

②受験票(A5サイズ)

③学芸員受験者は発掘調査歴および業績目録

※願書等の様式は、総務課、日吉支所、各公民館に備え付けており、郵便でも請求できます。

また、町ホームページからもダウンロードできますが、受験願書は両面印刷してください。

<http://www.town.kihoku.ehime.jp/>

Information

(第10回特別弔慰金)「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金」のご案内

戦後70周年に当たり、今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表するため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金(記名国債)を支給します。

【請求期間】

平成27年4月1日から平成30年4月2日まで

【支給対象者】

平成27年4月1日(基準日)において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方(戦没者等の妻や父母等)がない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給。

※戦没者等の死亡後に生まれた方は対象になりません。(子については戦没者等の死亡当時の胎児を含む)

◆戦没者等の死亡当時のご遺族で

①平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方

②戦没者等の子

③戦没者等の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

④上記①から③以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪等)

※④に該当する方の場合は、戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

【請求窓口・お問い合わせ先】

役場 保健福祉課 社会福祉係 内線3112

役場 日吉支所(書類交付・預かりのみ)